

### 3.1 社会福祉法人等の指導援助

#### 〔現況及び施策の方向〕

社会福祉法人に対してその適正な運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保及び社会福祉施設（事業）の適正な運営の確保を図るため、運営指導及び指導監査の充実を図る。

社会福祉法人が社会福祉施設を整備する場合に、法人の健全な運営を図るため、利子償還に要する経費を助成する。

#### 〔事業の内容〕

##### 1 社会福祉法人等の運営指導（予算額 17,962 千円）

###### (1) 法人等指導監査強化事業（予算額 17,962 千円）

社会福祉法人は、地域における社会福祉事業の主たる担い手として高い公共性を有する団体であることから、その事業が確実、効率的かつ適正に実施されるよう、経営基盤の強化及び提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を確保するため、運営指導及び指導監査の充実・強化を図る。

なお、会計経理及び労務管理に係る監査について、専門的知識を持つ公認会計士及び社会保険労務士を非常勤特別職に任命し、実地に指導監査を実施することにより、指導水準の向上を図る。

第1表 指導監査（実地）の実施状況

（単位 所、%）

区分	法人			施設		
	対象数	実施数	実施率	対象数	実施数	実施率
令和元年度	60	19	31.7	302	119	39.4
平成30年度	60	22	36.7	292	92	31.5
平成29年度	59	21	35.6	286	122	42.7

##### 2 民間社会福祉施設の整備（予算額 270 千円）

独立行政法人福祉医療機構資金借入償還利子の助成

社会福祉法人が、社会福祉施設を整備するための事業資金として、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金に係る償還利子の4分の3以内の額（ただし、平成11年度以降実施事業については、借入利率1.15%を超える部分に相当する額以内の額）を助成し、法人の健全な施設経営を図る。（昭和36年度創設）

第2表 利子補助の状況

（単位 法人、千円）

区分	補助対象法人数	借入金総額	償還利子額	補助額
令和2年度（予定）	14	990,500	1,766	270
令和元年度	18	1,580,600	3,013	454
平成30年度	21	1,647,600	4,359	669

（新規採択は平成15年度事業実施分で終了）

〔負担割合 県3／4〕

##### 3 民間社会福祉施設運営基盤の充実（予算額 783,181 千円）

民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業の助成

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施している退職手当共済事業について必要経費の3分の1を助成する。（昭和36年度創設）

第3表 独立行政法人福祉医療機構に対する補助の状況

(単位 所、人、円、千円)

区分	加入施設数	加入職員数	1人当たりの補助単価	補助額
平成30年度	1,489	14,454	42,360	612,271
平成29年度	1,498	14,827	40,890	606,276
平成28年度	1,475	15,415	45,300	698,300

(注) 広島市及び福山市を含む。

〔負担割合 国1/3、県1/3、共済契約者1/3〕

## 4 高齢者福祉保健施設の整備（予算額 2,154,204千円）

## (1) 広域型介護保険施設等の整備

高齢者の個性やプライバシーを重視した「個人の自立を尊重したケア」を目指し、「第7期ひろしま高齢者プラン」に基づき、高齢者福祉保健施設の個室・ユニット化を進めるなど、生活環境の向上を推進する。

## (2) 地域密着型介護保険施設等の整備（予算額 1,484,130千円）

法人等が設置する小規模介護施設等の整備等に要する経費等を補助することにより、介護施設等の整備促進を図るとともに、介護施設入所者の安全・安心を確保する。（平成27年度創設）

事業名	事業内容													
地域密着型サービス等整備 助成事業	<p>① 小規模介護施設等の整備に対する補助（県10/10） 新たな小規模介護施設等を設置する経費に対して、施設種別の配分基礎単価に応じ補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ</td> <td>4,480千円×整備床数</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>33,600千円／一施設</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>5,940千円／一施設</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>33,600千円／一施設</td> </tr> </tbody> </table>		対象施設	配分基礎単価	地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	4,480千円×整備床数	小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円／一施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円／一施設	看護小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円／一施設		
対象施設	配分基礎単価													
地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	4,480千円×整備床数													
小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円／一施設													
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円／一施設													
看護小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円／一施設													
介護施設等の施設開設準備 経費等支援事業	<p>② 介護施設等の開設準備経費に対する補助（県10/10） 新たな介護施設等を設置する場合等に、円滑な開設を図るため、開設準備に要する経費を、次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム、併設ショートステイ</td> <td>839千円×定員数</td> </tr> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ</td> <td>839千円×定員数</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>839千円×宿泊定員数</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>839千円×宿泊定員数</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>14,000千円／一施設</td> </tr> </tbody> </table>		対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	839千円×定員数	地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	839千円×定員数	小規模多機能型居宅介護事業所	839千円×宿泊定員数	看護小規模多機能型居宅介護事業所	839千円×宿泊定員数	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	14,000千円／一施設
対象施設	配分基礎単価													
特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	839千円×定員数													
地域密着型特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	839千円×定員数													
小規模多機能型居宅介護事業所	839千円×宿泊定員数													
看護小規模多機能型居宅介護事業所	839千円×宿泊定員数													
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	14,000千円／一施設													
定期借地権設定のための一時金の支援事業	<p>③ 介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換の際の開設準備経費に対する補助（県10/10） 介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換の際に必要な開設準備経費を、次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護老人保健施設等</td> <td>219千円×転換前床数</td> </tr> </tbody> </table>		対象施設	配分基礎単価	介護老人保健施設等	219千円×転換前床数								
対象施設	配分基礎単価													
介護老人保健施設等	219千円×転換前床数													
	<p>④ 定期借地権設定のための一時金に対する補助（県1/2） 新たな介護施設等を設置する際、定期借地権を活用して用地確保をする場合に、次の基準により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>・配分基準：当該施設を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1 ・対象経費：定期借地権設定の際に授受される一時金</td> </tr> </tbody> </table>		対象施設	配分基準等	小規模多機能型居宅介護事業所	・配分基準：当該施設を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1 ・対象経費：定期借地権設定の際に授受される一時金								
対象施設	配分基準等													
小規模多機能型居宅介護事業所	・配分基準：当該施設を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1 ・対象経費：定期借地権設定の際に授受される一時金													

事業名	事業内容				
既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業	<p>⑤ 特別養護老人ホームのプライバシー保護のための改修に対する補助（県 10／10） 既存の特別養護老人ホームの多床室をプライバシー保護のために改修に要する経費を、次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム、併設ショートステイ</td> <td>734 千円×整備床数</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	734 千円×整備床数
対象施設	配分基礎単価				
特別養護老人ホーム、併設ショートステイ	734 千円×整備床数				
介護療養型医療施設等の転換整備支援事業	<p>⑥ 介護療養型医療施設等から転換して介護老人保健施設等を整備する事業に対する補助（県 10／10） 既存の介護療養型医療施設等を改修して介護老人保健施設等に転換する場合に、次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護老人保健施設等</td> <td>【改築】2,770 千円×転換前床数 【改修】1,115 千円×転換前床数</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	介護老人保健施設等	【改築】2,770 千円×転換前床数 【改修】1,115 千円×転換前床数
対象施設	配分基礎単価				
介護老人保健施設等	【改築】2,770 千円×転換前床数 【改修】1,115 千円×転換前床数				
介護施設等の整備（創設）に合わせて行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備支援事業	<p>⑦ 介護施設等の整備（創設）を行う際にあわせて行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業に対する補助（県 10／10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設（耐震化等を行う施設）</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等</td> <td>1,128 千円×定員数</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設（耐震化等を行う施設）	配分基礎単価	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等	1,128 千円×定員数
対象施設（耐震化等を行う施設）	配分基礎単価				
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等	1,128 千円×定員数				
介護ロボット・ICT の導入支援事業	<p>⑧ 既存の介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT の導入する事業に対する補助（県 10／10） 次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等</td> <td>420 千円×定員数</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等	420 千円×定員数
対象施設	配分基礎単価				
特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等	420 千円×定員数				
介護職員の宿舎施設整備事業	<p>⑨ 介護職員の宿舎施設を整備する事業に対する補助（県 10／10） 介護施設等の事業者が当該施設に勤務する職員のために宿舎を整備する場合に、次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等</td> <td>整備費用の 3 分の 1 (介護職員 1 定員当たりの延べ床面積 33 m<sup>2</sup>を上限とする。)</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等	整備費用の 3 分の 1 (介護職員 1 定員当たりの延べ床面積 33 m <sup>2</sup> を上限とする。)
対象施設	配分基礎単価				
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等	整備費用の 3 分の 1 (介護職員 1 定員当たりの延べ床面積 33 m <sup>2</sup> を上限とする。)				
介護施設等における看取り環境整備事業	<p>⑩ 介護施設等における看取り環境を整備する事業に対する補助（県 10／10） 介護施設等における看取り対応のため、看取り及び家族等の宿泊のための個室を確保を目的として行う施設改修に、次の配分基礎単価により補助する。補助形態（県⇒市町⇒法人等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>配分基礎単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等</td> <td>3,500 千円/一施設</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	配分基礎単価	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等	3,500 千円/一施設
対象施設	配分基礎単価				
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等	3,500 千円/一施設				

(3) 軽費老人ホームの運営（予算額 670,074 千円）

60 歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下や高齢のため独立して生活するには不安がある人などを対象とした入所施設である軽費老人ホームについて、その運営費を助成する。

第 4 表 軽費老人ホーム運営費補助金の状況

(単位 人、円)

施設種別	令和元年度		令和 2 年度	
	定員	決算額	定員	予算額
軽費老人ホーム	1,086	626,345,000	1,086	670,074,000

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。

第 5 表 高齢者福祉保健施設整備目標数

(単位 人)

区分	令和元年度末 整備数	平成30— 令和2年度 整備予定数	療養病床からの転換 を除く整備予定数	令和元年度 整備数	令和 2 年度末 整備目標数
				令和元年度 整備数	令和 2 年度末 整備目標数
養護老人ホーム	1,808	0	0	0	1,808
特別養護老人ホーム	13,313	826	826	22	14,122
軽費老人ホーム	2,343	0	0	0	2,343
介護老人保健施設	9,127	30	30	0	9,162
合 計	26,591	856	856	100	27,435

(注) 広島市、呉市及び福山市分を含む。

## 5 高齢者虐待予防対策の推進

平成 18 年 4 月に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されたことに伴い、法の趣旨等を県民、事業者、関係団体、市町等に対し、普及啓発を図る。

また、虐待防止施策に反映させるため、県内の高齢者虐待の状況を把握するとともに、集計結果を公表する。

県内 23 市町が平成 26 年度末までに「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置して虐待防止対策に組織的に取り組んでおり、引き続き、市町及び関係団体とも連携し、高齢者虐待の防止、養護者の支援に努める。

## 6 介護サービスの質の確保・向上（予算額 47,711 千円）

### (1) 介護保険サービス適正利用推進事業（予算額 3,101 千円）

介護保険サービスに係る相談や苦情に対する市町の体制強化を図るため、市町の苦情処理担当者の研修等を実施して、介護サービスの適正利用を推進し、適切な介護サービスを確保する。（平成 23 年度創設）

### (2) 事業者の指定・指導（予算額 25,697 千円）

介護サービス、介護予防サービスを提供する事業者（施設）の指定・開設許可を行うとともに、指導監査を実施する。（平成 12 年度創設）

第7表 指定事業者数

サービス区分	指定件数
居宅サービス事業所	3,096
介護予防サービス事業所	1,691
介護保険施設	348
計	5,135

- (注) 1 保険医療機関や保険薬局のみなし指定事業所については、「(介護予防) 通所リハビリテーション」、「(介護予防) 短期入所療養介護」以外は計上していない。  
 2 令和2年4月1日現在の数値による。  
 3 指定権限が移譲されている広島市、福山市、呉市、三次市に所在する事業所も含む。  
 4 居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス及び総合事業のサービスを除く。

(3) 介護サービス事業管理システム運営（予算額 14,420千円）

介護保険事業者情報管理システム等を運営し、指定・指導等の事業者情報を一元的に管理するとともに、市町との情報ネットワークによる共有化により介護保険事業者の適正かつ効果的な指定・指導事務の体制を確保する。（平成19年度新規改編）

項目	内 容
介護保険事業者情報管理	・開設者情報・事業所情報・報酬情報（加算情報）等の入力・管理、新規指定事業者の事業所番号付番 ・指導・監査情報等の管理
関係システムへの情報連携	次の関係システムへ情報を提供 ・国民健康保険団体联合会システム ・介護支援専門員管理システム
市町オンラインネットワーク化事業	・県と市町を情報ネットワークで結び事業者情報を共有化

(4) 介護サービス情報公表制度事業（予算額 4,623千円）

介護保険法に基づく制度の円滑な運営、介護サービス情報の利用促進及び介護サービスの質の向上を図るため、介護サービス事業者の介護サービス情報をインターネットで公表する。

また、必要に応じて、介護保険事業者に対して、公表に係る調査を実施する。（平成18年度創設）